

四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第54号

四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市勤労者・市民交流センター条例施行規則（平成20年四日市市規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前においても受付ができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第12条 条例第7条の規定により、利用料金を減額又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前においても受付ができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 35歳未満の若者が中心となる団体が使用するとき。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第12条 条例第7条の規定により、利用料金を減額又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 35歳未満の若者が中心となる団体が使用する場合 5割</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>

(3) (略)	(4) (略)
2 (略)	2 (略)

改正後	
別表（第10条関係）	
区分	利用料金の上限額
(略)	
テレビ（ビデオを含む。）	(略)
拡声装置（本館・ホール）	(略)
ガス窯（陶芸室）	(略)

改正前	
別表（第10条関係）	
区分	利用料金の上限額
(略)	
テレビ（ビデオを含む。）	(略)
スライド映写機	<u>1,080円（1回一式）</u>
OHP	<u>1,080円（1回一式）</u>
拡声装置（本館・ホール）	(略)
音響機器（北館・軽運動室）	<u>320円（1回一式）</u>
楽器セット（北館・音楽室）	<u>540円（1回一式）</u>
ガス窯（陶芸室）	(略)
照明装置（テニスコート）	<u>520円（1面1時間当たり）</u>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（商工農水部商工課）